

◎日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定に基づく文化
委員会に代わる文化混合委員会の設置に関する日本国政
府とメキシコ合衆国政府との間の交換公文

(略称) メキシコとの文化混合委員会の設置に関する取極

昭和四十九年 四月十八日 メキシコ・シティで
昭和四十九年 四月十八日 効力発生
昭和四十九年 五月二十九日 告示

(外務省告示第九七号)

目 次

ページ

メキシコ側書簡	五〇七
文化協定第八条に基づく文化混合委員会の設置	五〇七
1 任務	五〇七
2 構成	五〇七
3 運営方法	五〇七
日本側書簡	五〇九
文化協定第八条に基づく文化混合委員会の設置	五〇九
メキシコとの文化混合委員会の設置に関する取極	五〇九

メキシコとの文化混合委員会の設置に関する取極

1	任 務	五〇九
2	構 成	五〇九
3	運 営 方 法	五〇九

日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定に基づく文化委員会に代わる文化混合委員会の設置に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の交換公文)

(メキシコ側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、メキシコ合衆国と日本国との間の文化関係を更に促進するため千九百五十四年十月二十五日に署名されたメキシコ合衆国と日本国との間の文化協定のより効果的な実施を図ることを希望し、かつ、同協定第八条に基づき、千九百五十四年十月二十五日付けの交換公文に規定された委員会に代えて、任務、構成及び運営方法を次のとおりとする「文化混合委員会」(以下「委員会」という。)を設置することを貴国政府に提案する光榮を有します。

任 務

文化協定
に基づく
文化混合
委員会の
設置

メキシコ
側書簡

構 成

運営方法

- 1 委員会は、文化協定に規定する分野において行われた交流の成果を検討し、これらの分野における両国間の交流計画を作成し、かつ、その実施を両政府に勧告する。
- 2 委員会は、各国政府が五名ずつ任命する計十名の委員により構成され、委員会の議長は、委員会が開催される国の委員のうちの一名になるものとする。
- 3 それぞれの政府に予算上の資金が割り当てられていることを条件として、委員会は、二年に一回メキシコ合衆国及び日本国において交互に開催する。

メキシコとの文化混合委員会の設置に関する取極

(Nota de México)

Tlatelolco, a 18 de abril de 1974.

Señor Embajador:

Con el deseo de propiciar un ejercicio más eficaz del Convenio Cultural entre los Estados Unidos Mexicanos y el Japón firmado el 25 de octubre de 1954, a fin de promover todavía más las relaciones culturales entre ambos países, y con fundamento en el Artículo VIII de dicho Convenio, me es honroso proponer a Vuestro Gobierno el establecimiento de una "Comisión Cultural Mixta" (en adelante denominada "la Comisión") que, en substitución de las comisiones previstas en las notas canjeadas el 25 de octubre de 1954, tenga las siguientes funciones, composición y normas de procedimiento:

- 1) La Comisión analizará los resultados del intercambio que se hubiere realizado en los campos estipulados en el antedicho Convenio Cultural, formulará el programa del intercambio entre los dos países en estos campos y recomendará su ejecución a los Gobiernos;
- 2) La Comisión estará integrada por 10 miembros en total, de los cuales cada Gobierno designará a cinco, y será presidida por uno de los miembros del país en que se celebre la reunión de la Comisión;
- 3) La Comisión se reunirá una vez cada dos años alternativamente en los Estados Unidos Mexicanos y en el Japón, siempre que para

貴国政府が前記の提案に同意するときは、この書簡及びその旨の返簡が両政府間の合意を構成します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

昭和四十九年四月十八日にメキシコ・シティで

R・ゴンサーレス

日本国特命全權大使 加藤 匡夫閣下

ello se hubiere hecho la asignación presupuestal correspondiente por los Gobiernos respectivos.

Si el Gobierno de Vuestra Excelencia estuviera conforme con dicha proposición, la presente nota y la respuesta correspondiente constituirán un acuerdo entre los dos Gobiernos.

Aprovecho esta oportunidad para renovar a Vuestra Excelencia las seguridades de mi consideración más alta y distinguida.

(Firmado) R. González

Excelentísimo señor Tadao Kato,
Embajador Extraordinario y
Plenipotenciario del Japón,
C i u d a d.

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本官は、メキシコ合衆国と日本国との間の文化關係を更に促進するため千九百五十四年十月二十五日に署名されたメキシコ合衆国と日本国との間の文化協定のより効果的な実施を図ることを希望し、かつ、同協定第八条に基づき、千九百五十四年十月二十五日付けの交換公文に規定された委員会に代えて、任務、構成及び運営方法を次のとおりとする「文化混合委員会」(以下「委員会」という。)を設置することを貴国政府に提案する光榮を有します。

1 委員会は、文化協定に規定する分野において行われた交流の成果を検討し、これらの分野における両国間の交流計画を作成し、かつ、その実施を両政府に勧告する。

2 委員会は、各国政府が五名ずつ任命する計十名の委員により構成され、委員会の議長は、委員会が開催される国の委員のうちの一名がなるものとする。

3 それぞれの政府に予算上の資金が割り当てられていることを条件として、委員会は、二年に一回メキシコ合衆国及び日本国において交互に開催する。

貴国政府が前記の提案に同意するときは、この書簡及びその旨の返簡が両政府間の合意を構成します。

本使は、日本国政府が前記の提案に同意するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成することを確認する光榮を有します。

メキシコとの文化混合委員会の設置に関する取極

メキシコとの文化混合委員会の設置に関する取極

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

昭和四十九年四月十八日にメキシコ・シティで

日本国特命全權大使 加藤 匡夫

メキシコ合衆国外務大臣代理

外務次官 ルーベン・ゴンサーレス・ソーサ殿

(参考)

この取極は、千九百五十四年十月二十五日付けのメキシコとの文化協定（集覧及び条約集第一二五〇号参照）の第八条に基づき、従来設置されていた文化委員会に代えて文化混合委員会を設置することについて定めたものである。